

議案第30号

大田原市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例の制定について  
大田原市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例

大田原市勤労青少年ホーム条例（昭和48年条例第2号）の一部を次のように改正する。  
本則中「利用」を「使用」に改める。

第1条中「中小企業に働く」を「勤労」に改める。

第3条中「25歳」を「40歳」に改め、「勤労青少年」の次に「（以下「勤労青少年」という。）」を加え、同条ただし書を次のように改める。

ただし、市長は、勤労青少年ホームが前条に規定する事業を行う場合のほか、管理運営上支障がないと認めるときは、勤労青少年以外の者に使用させることができる。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「前条」を「第6条」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第6条とし、同条の次に次の2条を加える。

（使用料）

第7条 勤労青少年が勤労青少年ホームを使用する場合の使用料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、勤労青少年以外の者が勤労青少年ホームを使用する場合は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

3 既納の使用料は還付しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を還付することができる。

（使用料の減免）

第8条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を減免することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

使用区分	単位	使用料
料理講習室	1時間	400円
娯楽談話室		200円
体育室		300円
実習室		200円
講習室		200円
和室		200円

備考 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。